

戸田市ひとり親家庭養育費確保支援補助金について

戸田市では、ひとり親家庭の方が、養育費を適切に受け取るために

公正証書等作成経費

養育費保証契約締結経費

ADR利用経費

の一部について補助を行います。

申請から補助金交付まで

公正証書等作成経費

養育費等を取り決めた公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

養育費保証契約締結経費

保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内

ADR利用経費

ADRによる養育費の取り決めを行った日または合意が成立しなかった日の翌日から6か月以内

申請

申請後、市で内容を書査

市から交付・不交付決定通知書を送付 交付時は請求書が同封されます

請求書と通帳等の写しを市に送付

市で振込手続き後、入金

公正証書等作成経費への補助

R7年度まで「養育費に関する公正証書等作成促進補助金」

対象者

申請時に、戸田市内に居住しているひとり親であって、以下の要件を全て満たす方

1. 養育費の取決めに係る経費を負担している方
2. 養育費の取決めに係る債務名義を有していること （強制執行認諾文言のない公正証書は対象外）
3. 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
4. 過去に同一の対象児童に対し、同様の補助金を交付されていないこと



対象経費

養育費を規定した公正証書等作成経費のうち、以下の費用

- 公証人手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料を除く）
- 家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）
- 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）
- 連絡用の郵便切手代

補助額

対象経費の全額（上限43,000円）

申請方法

公正証書等を作成した日の翌日から起算して6か月以内に「戸田市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付申請書（第1号様式）」に、次の書類を添付し、親子健やか室に申請してください。

1. 世帯全員の住民票の写し
2. 児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写しまたはひとり親及び対象児童の戸籍謄本もしくは抄本
3. 補助対象経費の領収書等の写し 領収書には、次の記載が必要 (1)宛先(2)領収年月日(3)領収金額(4)取引内容(但し書き)(5)領収者の住所及び氏名(6)領収印
4. 養育費の取決めを交わした文書(公正証書等債務名義化した文書に限る)の写し
5. その他、市長が必要と認める書類

申請者の同意を得て公簿等により、世帯の状況が確認できる場合は、1、2の書類の提出が省略できます。

養育費保証契約締結経費への補助

R7年度まで「養育費の保証促進補助金」

対象者

申請時に、戸田市内に居住しているひとり親であって、以下の要件を全て満たす方

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
2. 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
3. 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
4. 過去に同一の対象児童に対し、同様の補助金を交付されていないこと



対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用

(裏面もご覧ください)

補 助 額

対象経費と月額養育費と5万円を比較し、最も少ない額を予算の範囲内で交付します。

比較する額に100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。

申 請 方 法

保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に戸田市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添付して、申請してください。

1. 世帯全員の住民票の写し
2. 児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写しまたはひとり親及び対象児童の戸籍謄本もしくは抄本
3. 補助対象経費の領収書等の写し 領収書には、次の記載が必要 (1)宛先(2)領収年月日
(3)領収金額(4)取引内容(但し書き)(5)領収者の住所及び氏名(6)領収印
4. 前年(1月から10月までの間に申請する場合は前々年)の所得の額等についての市区町村長の証明書等
(2.のいずれかの受給者は省略可能)
5. 保証会社と締結した保証期間が1年以上の養育費保証契約書の写し
養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内。
6. その他、市長が必要と認める書類

申請者の同意を得て公簿等により、世帯の状況が確認できる場合は、1、2の書類の提出が省略できます。

A D R (裁判外紛争解決手続) 利用経費への補助

R8年度から開始

対 象 者

申請時に、戸田市内に居住しているひとり親であって、以下の要件を全て満たす方

1. 養育費の内容を含むADRの利用に係る経費を負担していること
2. 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
3. 養育費に係る取決めを行うため、ADRを利用し、又は利用した者であること
4. 過去に同一の対象児童に対し、同様の補助金を交付されていないこと



対 象 経 費

ADRに係る申込み料、依頼料等に相当する費用及び調停に係る費用(書類等の代理作成費用、弁護士会及び認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。)と5万円を比較して、いずれか少ない額とする。

補 助 額

対象経費と上限額5万円を比較し、いずれか少ない額とする。

補助金の額の算定に当たり補助金の交付額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。

申 請 方 法

ADRによる養育費の取り決めを行った日または合意が成立しなかった日の翌日から6か月以内に

「戸田市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付申請書(第1号様式)」に次の書類を添付して、申請してください。

1. 世帯全員の住民票の写し
2. 児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写しまたはひとり親及び対象児童の戸籍謄本もしくは抄本
3. 補助対象経費の領収書等の写し 領収書には次の記載が必要 (1)宛先(2)領収年月日(3)領収金額
(4)取引内容(但し書き)(5)領収者の住所及び氏名(6)領収印の記載が必要
4. ADRによる養育費の取り決めを行ったことが確認できる書類又はADRによる合意が成立しなかったことが確認できる書類の写し
5. その他、市長が必要と認める書類

申請者の同意を得て公簿等により、世帯の状況が確認できる場合は、1、2の書類の提出が省略できます。

問い合わせ・申請先

戸田市 親子健やか室 こども家庭相談担当 048(299)2816

〒335-0022 戸田市大字上戸田5番地の6(福祉保健センター1階)



申請書などがダウンロードできます